

## 令和3年度第1回三浦市景観審議会

- 1 日 時 令和3年10月4日（月） 10時から12時まで
- 2 会 場 三浦市役所 第2分館 第2会合室
- 3 議 題
  - (1) 会長及び副会長の選任について
  - (2) 景観重要公共施設について（景観計画変更案に向けた取り組み）
  - (3) 令和3年度みうら観光写真コンクールの共同開催について
- 4 報告事項
  - (1) 令和2年度中の三浦市景観条例・景観法に基づく届出等の状況について
  - (2) 委員の任期中の取組について
  - (3) 景観さんぽの実施状況について
- 5 出席者
  - (1) 委 員  
鈴木委員、中津委員、榊原委員、伊藤委員、吉井委員、佐久間委員、田村委員
  - (2) 事務局  
石井都市環境部長、大滝都市計画課長、鈴木グループリーダー、片田主任
  - (3) 傍聴人 0人
- 6 議題等関係資料
  - 資料1 景観重要公共施設の指定に係る景観計画変更案
  - 資料2-1 令和2年度中の三浦市景観条例・景観法に基づく届出等の状況について
  - 資料2-2 良好な景観形成事例について
  - 資料2-3 土地利用計画図

定刻に至り、事務局（石井部長）より、本日の資料に係る説明の後、開会を宣言しました。  
出席者が半数（7名中7名）に達し、三浦市景観条例の規定により、本審議会が成立していることを報告しました。

傍聴申出はありませんでした。

**【石井部長】**

それでは議事に入らせていただきます。

議題1「会長及び副会長の選任について」でございますが、議題1の資料をご覧ください。三浦市景観条例施行規則第14条第1項の規定により、会長の選任は、委員の互選によることとなっております。

審議にあたり、選任の方法などについて、何かご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

**【榊原委員】**

いままでも鈴木委員が、会長でしたので、お願いできればと思うのですが、皆様どうでしょうか。

**【石井部長】**

ただいま、榊原委員から、鈴木委員に会長をお願いしてはどうかというご発言がございましたが、皆様いかがでしょうか。

《異議なし》

**【石井部長】**

ありがとうございます。異議なしということなので、会長につきましては鈴木委員にお願いしたいと存じますが鈴木委員いかがでしょうか。

**【鈴木委員】**

ご推薦いただきありがとうございます。務めさせていただきます。

**【石井部長】**

ありがとうございます。

次に、副会長につきましては、同条第3項の規定により、あらかじめ会長が指名するものとなっておりますが、鈴木会長ご指名のほど、よろしく申し上げます。

**【鈴木会長】**

私としては、中津委員にお願いしたいと思います。

【中津委員】

わかりました。

【石井部長】

ありがとうございます。

中津委員よろしく願いいたします。

それでは会長及び副会長は決定とします。

ご協力ありがとうございます。

それでは、鈴木会長よりご挨拶をいただきたいと思います。鈴木会長お願いします。

【鈴木会長】

ご選任いただきましてありがとうございます。三浦の景観審議会については、回数は少ないですけど、時間をかけて着実に少しずつ進めていると思います。もっと市民の認知度を上げるとかやるべきことは沢山ありますので是非、ご意見いただければと思います。よろしくお願いします。

【石井部長】

ありがとうございます。

それではこれより先は三浦市景観条例施行規則第14条第4項の規定により、鈴木会長に議長を務めていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【鈴木会長】

それでは、会議の進行について、私の方で進めさせていただきます。事務局から説明をお願いします。

## 【事務局】

それではまず議題の2になります。

スライド3枚目：議題2 「景観重要公共施設について」を説明いたします。

本日は、新たな委員の方もおられるので、はじめに、議題の「景観重要公共施設」について、これまでの経緯などを簡単ではありますが、ご紹介、報告いたします。

改めて景観重要公共施設とは、何かについて、説明いたします。

「景観重要公共施設」とは、道路、海岸、漁港、都市公園の公共施設の景観を構成する主要な要素の一つとなっており、景観法の「景観重要公共施設」として、景観計画に景観重要公共施設の整備に関する事項や占用等の基準を定め、良好な景観形成を図るものです。

続いて、景観重要公共施設の位置づけですが、景観重要公共施設を指定することは、景観計画にこの項目を追加することになります。

現在の三浦市景観計画では具体的な景観重要公共施設が位置づけられておりません。

したがって、新たに位置づける景観重要公共施設を追加するため、景観計画を変更するものです。

続いて、これまでの経緯ですが、平成29年度から景観重要公共施設の指定に関する取組みを行っており、平成30年度に現地調査を踏まえ公共施設の候補を決定しました。

対象とした公共施設ですが、小松ヶ池公園は公園、河津桜並木道は道路、三浦海岸は海岸、道路、漁港、金田漁港及び間口漁港は漁港、三崎漁港は漁港と道路、三崎口駅から引橋までの国道134号の道路としています。

令和元年度は、対象とした公共施設の指定方針などについて、関係機関や庁内へ事前相談を行いました。

令和2年度は、公共施設の整備や占用許可基準などについて、関係機関や庁内へ事前相談を行っていました。

なお、令和2年度の審議会では、景観重要公共施設の指定に係る景観計画の変更案や、関係機関等の事前相談の経過などを報告しています。

令和2年第1回審議会において、景観重要公共施設を指定に向けた「景観計画の変更案」をお示しました。

令和2年度第2回である前回の審議会は書面開催を行い、景観重要公共施設の整備や占用許可基準などに関する、各公共施設管理者から出された意見等を報告させていただきました。

今回改めて送付しました「資料1 景観計画変更案」は、当初示しました内容について、令和2年度第2回景観審議会において報告しました各公共施設管理者からの意見等を反映した内容となっております。

今後、この内容をもって引き続き、関係機関と調整等を進めていきたいと考えています。

それでは、令和2年第2回審議会での各意見に対する市の見解や修正、追加事項について、それぞれ説明いたします。

はじめに、三崎漁港に関するものです。

神奈川県東部漁港事務所からの意見で「三崎漁港の範囲について」となります。

東部漁港事務所からの意見は、「防波堤等の外郭施設は、後背地にある民家等を水害から守るために必要なものであるため、安全性、機能性が最優先されるべき施設であるため景観重要公共施設の指定範囲から除外したい。ただし、宮川湾の防波堤のように、景観に配慮している事例もあり、全く配慮しないというものではない。」というものでした。

そのため、この意見に対して東部漁港事務所との調整において、次のとおり回答しました。

○三浦市景観計画では「市全域」を景観計画区域にしており、地先公有水面である海域を含めた区域として、海上及び防波堤も対象としております。

○三浦市の景観重要公共施設の考え方は、漁港漁場整備法第2条による水域及び陸域並びに施設の総合体となる漁港が、良好な景観を形成していることから、防波堤等の外郭施設についても対象としたいと説明しました。

○施設の維持管理に係る修繕については、適用除外としたことを踏まえて、「外郭施設」も景観重要公共施設として指定することを理解していただきたいと説明しました。

○なお、景観重要公共施設に指定したとき、東部漁港事務所と市都市計画課との協議の場において、「公共施設の整備目的である機能や安全性を阻害してまでも景観に配慮するように求めるものでない。」として市の見解を示しました。

その結果、当初、三浦市都市計画課で示したとおり「防波堤等の外郭施設も含むこと」となりました。

東部漁港事務所からの2点目になります。

景観重要公共施設の「整備に関する事項」及び「占用等の許可の基準」の適用除外項目のひとつについて、「公共施設管理者が自ら設置・築造したもので、景観計画の施行時点で現に存するもの（維持・管理・修繕等小規模を含む）」という項目がありました。

このなかにある「小規模」の範囲というのが何をもちいて小規模とするか不明確であったため、スクリーンにあるとおり、「カッコ書き」部分を「維持管理のための修繕等を含む」として修正しました。

この事項については、東部漁港事務所のほか事前調整していました「神奈川県横須賀土木事務所」や庁内水産課・土木課にも確認をしたところです。

続いて、小松ヶ池公園に関するものです。三浦市の土木課が所管している小松ヶ池公園について、この公園と接している道路2路線 スクリーンの地図の赤い部分についても対象にした方がよいのではないかと土木課より意見がありました。

この意見に関して公園とこの道路2路線を一体的に整備することで、より景観形成に寄与することが可能になると考え、この道路2路線について追加することとしました。

道路を追加したことから、「整備に関する事項」については、交通安全施設の整備を行う場合は、色彩基準に適合させることや、公共サイン等の色彩は控えめな色彩を用いるなど、また、「占用等の許可基準」については、柱類など、他の占用物との共架などに努めることとを追加いたしました。

続いて、三浦海岸の北下浦漁港（上宮田地区）と金田漁港に関するものです。その他の修正事項としてスクリーンにありますとおり市営漁港の北下浦漁港（上宮田地区）と金田漁港の外郭施設の表示が漏れていましたので、これらを加えました。

最後に、景観重要公共施設の指定・景観計画変更案に向けた取り組みにおける今後の予定について説明します。

景観重要公共施設を景観計画を定めるときは、景観法第9条第4項に基づいて「景観重要公共施設の管理者に協議し、その同意を得なければならない」こととなっているため、スクリーンに示していることを予定しています。なお、市の土木課・水産課については、この条文において、「景観行政団体であるものを除く」となっていることから、協議、同意の手続きは不要となります。

これまで「公共施設管理者（施設所管課）」である神奈川県東部漁港事務所と横須賀土木事務所とは、配布しました「資料1 景観計画変更案」の内容について、事前の相談が、終了したところです。

本日が、スクリーンにある「現在」と記載している部分になります。今後は、神奈川県庁にあります「公共施設管理者（主管課）」を含めて、この景観計画変更案について、協議・同意を行っていくための事前調整である「景観計画連絡調整会議」を行ってまいりたいと考えています。

その後、景観法第9条第1項に基づき住民の意見を反映するためのパブリックコメントを実施のうえ、神奈川県と景観法第9条第4項の協議・同意を行いたいと考えています。

この間の状況については、適宜その進捗や内容を、この景観審議会において報告等を行っていきたいと考えています。

また、協議・同意後は、景観法第9条第2項の規定により、都市計画に関することについて都市計画審議会の意見を聞くこととなっています。

その後、景観重要公共施設の運用に関して、神奈川県と景観重要公共施設に関する協定の締結を予定しています。

本審議会では、三浦市景観条例第6条第2項に基づき良好な景観形成に関することについて意見を聴くことになっておりますので、景観計画の変更の決定にあたって改めて意見聴取（諮問答申）を行い、変更手続きを経て、市民周知していくことを予定しております。

以上までが「議題2 景観重要公共施設について」になります。どうぞ、ご審議のほどよろしくお願いたします。

**【鈴木会長】**

ただいまの説明に関しまして、何かご意見・ご質問等がございましたら、お願いいたします。

**【伊藤委員】**

景観重要公共施設は道路という事ですけども、三浦の市内を車で走っていきまして、その道路周辺において、景観条例の規定にひっかかっているのでは、というような建物があります。

前回の審議会の時に北下浦漁港で、ピンクと黄色の小屋がという話が議題にでていたようですが、私も少し気になるのが、引橋から三崎口の方に向う道路沿いですが、非常に派手な建物が建っている記憶があります。非常にブルーの濃い色と、黄色で景観条例の規定にひっかかっている色ではないかと思います。土地の広さや建物の高さとか。図面見ていないので分からないのですが、場合によっては景観条例の規定にひっかかってくるのではないのかなとは思いますが、このことについて把握はされていますか。

**【事務局】**

今、ご指摘いただきました施設につきまして、個別に施設の規模等の検証はいたしておりませんが、景観条例の手続としては、今後その施設が塗り替え、建替え等あるときは、市の方に届出していただき、協議の上、景観条例に基づく基準に沿った形で実施されるように指導をしていくつもりです。

**【伊藤委員】**

この建物について図面上で土地の広さや高さはあくまで条例の範囲内のものですか。

**【事務局】**

その施設について個別に何㎡で条例適用規模かどうかの検証は行っていません。

**【伊藤委員】**

その広さとか確認をしてください。場合によっては条例ではなく景観法にひっかかっているということも考えられます。これが景観法にひっかかっているという事であれば、その対処も必要ではないかと思います。

**【事務局】**

補足させていただきます。この施設につきましては三浦市の景観条例が定められる以前に建物が存在していたと思います。それから届出は、景観法、景観条例の2本立てでやっていますが、景観法はすべての建物を対象としております。それに併せ、景観条例を平成 27

年度に定めましたが、景観条例の適用基準は、まちづくり条例の基準と同様で建築物の延べ面積が 700 ㎡以上、高さが 12m以上、計画戸数が 12 戸以上、面積が 500 ㎡以上の開発を行う場合が対象となります。おそらくあの規模ですと、適用となる高さ 12mなどを超えるものではないです。敷地の面積が 500 ㎡あるかは分かりませんが、もし、今後新しい計画として一体的な開発などがあるときに、まちづくり条例が適用されるようなことであれば、景観としても色彩基準などが適用されますので、指導することができると思います。

**【鈴木会長】**

よろしいですか。宿題という事で調べてください。

他はいかがでしょうか

**【吉井委員】**

今のお話ですね。公共施設に関する事項と、民間の施設に関する条例の適用方法が色々違うというのは分かりました。今後三浦市として、油壺マリンパークの跡地や城ヶ島の西部地区、二町谷のリゾート、市役所の移転など、大きな動きがある中で、そのあたりに景観法や条例でしっかりとチェックしていくような動きをしていかないと、大規模な動きのため、目立つ影響が大きいと思いますが、そのあたりは三浦市としてはどのようなチェックしていきますか。

**【事務局】**

今おっしゃられたような油壺マリンパークの跡地、市役所の城山地区、二町谷などにつきましては、開発規模から大規模な開発になりますので、景観条例や景観法の適用対象施設になってきますので、景観協議を行い、色彩基準などの基準をふまえて景観に関する指導を行っていくことになると思います。

**【吉井委員】**

まちづくりや、開発など、大規模な動きは景観に絡んでいくと思いますので、皆さんが分かりやすい形で、チェックなど指導を徹底していった方がいいかなと思います。

**【鈴木会長】**

一定規模以上の開発ですと、事前に景観形成の方針をちゃんとまとめてくださいと行政がリクエストしていく必要はあると思います。

他いかがですか。

ここ数年間は、景観重要公共施設について取り組んでおり、今回はそのご報告となります。正直なところ調整に時間がかかっていると思います。特に、県との調整に時間がかかっているなという印象ではありますけど。

一旦これで事前協議は終了ということによろしいでしょうか。

**【事務局】**

現在までに県の横須賀土木事務所や、県の東部漁港事務所の施設所管課と協議をするとともに、意見の調整までが済んだところです。その間このコロナ禍で相対して話をする機会がもてずに、書面での調整、少人数での事務所の打ち合わせを行いました。少し予定以上に時間がかかっているところです。

**【鈴木会長】**

今後は三浦市にとっては初めての手続きですが、県はこれまで他市町とこの手続きを行っていますので、大幅に時間が伸びることはないと思います。なるべく早めに進めて頂ければと思います。

**【中津委員】**

今一つ、県と言う単語が出てきて気づいたのですが、交通安全施設に関して、例えばこの3ページのスライドの小松ヶ池の「整備に関する事項」で交通安全施設の整備等を行う場合とありますが、道路のペイントなどに関して、景観上の問題になってくるのではないのかなと思います。最低限、警察との関係で調整できないかと考えています。警察から一方的に、「ここはこうだから、こういうペイントしないとイケないです。」とかになるとは思いますが、場所によってはなんらかの形で警察に景観に参与していただける様な、そのような協議のチャンネルみたいのはどうなっていますか。

**【事務局】**

この景観重要公共施設を指定するにあたって三崎警察署の交通課とは協議はしていない状況です。当然、道路管理者が安全面を含めて施設整備が必要あれば警察と協議も行いますので、それに合わせて景観の方も協議ができるものと思います。

**【中津委員】**

以前ガードレールや、ボラードや、コーナーミラーの色だったりとかの話をして、道路部門の管轄だったと思いますが、車で走っていたりすると道路ペイントというものも視覚上、面積の広い景観になると思いますので、何かしら協議の対象とした方がいいと思いました。

**【鈴木会長】**

施設管理者の方で色を決めるので、警察としては、事故を招かないような視点で何か言う事があっても、警察の方から色を変えてくださいと言うのはめったにないかなとは思いますが。基本的には施設管理者と協議になるとは思いますが。

**【鈴木会長】**

よろしいでしょうか。それでは、説明にあったスケジュールで進めさせていただきます。場合によっては、また審議会の中で報告があるということでもよろしいでしょうか。それでは議題2については以上になります。続いて議題3ですね。

「令和3年度みうら観光写真コンクールの共同開催について」を事務局から説明をお願いします。

### 【事務局】

続きまして「議題3. 令和3年度みうら観光写真コンクールの共同開催について」となります。

今年度も、本市景観施策の一つのイベントとしております三浦市観光協会と写真コンクールを共同開催したいと考えています。

コンクールでは例年同様に委員の皆様から景観賞を選考していただき、市内に存在する景観の観点から特に優れた作品を通して、新たな景観資源の発見とともに優れた景観資源は、みうら景観資源の認定へつなげていくものです。

ここ2年間は、第4次三浦市総合計画の基本構想である「三浦市の将来像＝（2025年の将来像）」である。「人・まち・自然の鼓動を感じる都市みうら」からテーマを設定していました。

令和元年度は、「三浦市のまちとくらしの景観」、令和2年度は、「三浦市の自然の鼓動を感じる風景」としておりました。

今年度は、現在、景観重要公共施設の指定に向けて取り組んでいるところですので、市内全域を対象とした道路、海岸、漁港など多様な「公共施設」を盛り込んだ身近で美しい景観を見出すため「あなたにとって公共施設の美しさを感じる景観」としてテーマ案を提案します。

募集・選考・表彰については、「例年どおり」、予備選考して最終選考する2ステップを行い、選考基準は、「三浦市内に位置する」、「テーマに沿った作品」とします。

以上議題3となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

**【鈴木会長】**

ありがとうございます。ただいまの説明に関しまして、何かご意見・ご質問等がございましたら、お願いいたします。

**【伊藤委員】**

観光写真コンクールのテーマという事ですけれども、実際このテーマを選んだ経緯については十分承知はしています。こちらのこの場にいる委員の方々は、公共施設とは何ぞやということで十分に理解されていると思いますが、この一般募集をしたときに公共施設という言葉、硬いような気がしまして。単純に一般の方々が公共施設と聞いて、「何」と思うと思います。役所や病院など単純に建物を公共施設と思いつけるはずで、まさか道路が公共施設だとか、橋が公共施設とか、なかなか理解するのは難しいのではないかなと思います。

**【鈴木会長】**

ありがとうございます。

確かにひっかかるところですね。公共施設というと建物をイメージしてしまうのではないかとこのご指摘ですけれども、いかがでしょうか。

**【伊藤委員】**

選ばれたのが第4次三浦市総合計画の基本構想かなと、また今年度の景観重要公共施設の指定に向けてということでこれは十分に理解させていただくのですが、その前に2年間というのは第4次三浦市総合計画の基本構想からテーマを決めているとなれば、どうして今年出ている第4次三浦市総合計画三浦みらい創生プラン後期実施計画そちらの方が出てこないのかなと。あたなにとって三浦市ならではの美しさを感じる景観というタイトルだとしても、それであれば三浦市が出している第4次三浦市総合計画三浦みらい創生プラン後期実施計画にもあってくるのかなと思います。単純に私の個人的な意見なので公共施設のままでもいいよと言うのであればそのまま引き下がります。

**【鈴木会長】**

みなさんいかがでしょうか

**【佐久間委員】**

この言葉は硬いと思います。例えば、好きな建物や道路などの公共施設がありますから、建物だけではないと思いますが、言葉を変えた方がいいのかなとは思っています。

**【鈴木会長】**

公共施設の部分をですね。いかがでしょうか。

**【吉井委員】**

私も伊藤委員と同じような感じを持ちました。ただ何かを限定しないと前年度とかと同じような写真になってしまって、テーマ性が無くなってしまうのかなという感じもします。公共施設という硬い言葉を使うのであればサブタイトル。道路とか、橋とかを例示した方がいいと思います。そのように公共の範囲を広めて、例示をすることによってテーマ性を高めていくというのはできるのかなとは思いますが。

わたしもそうですが、素人は公共施設と言うと「建物」をイメージしてしまいます。

**【伊藤委員】**

今、吉井委員の方でお話がありましたけれども、単純な普通のテーマで行うと過去には構図が少しだけ違う写真が何枚も出てきています。1年たって翌年にまた前の年に賞を取ったような写真が出されます。写真に写っている人を見ると着ている服が一緒なんです。それが過去にも実際あります。そういうのを考えると吉井委員がおっしゃったように、公共施設なら公共施設でもいいと思いますが、そこに理解を誘導しやすい形でサブタイトルを入れるっていうのも一つの方法かなとは思いますが。

**【榊原委員】**

今二人の意見と同じですけども、例えば橋ですが、橋が沢山あるわけではないですけども、具体的なサブタイトルを入れた方がいいと思います。書いてあげないと何をテーマにしていいのかわからなくなる可能性がありますよ。

**【伊藤委員】**

過去にサブタイトルを入れたことってありますか？

**【事務局】**

基本的には観光協会さんが行うのがメインのテーマであって、それに附属してサブテーマという事で三浦市の景観審議会でもサブテーマを定めています。サブテーマのさらに説明的なものはいままではなかったです。

**【伊藤委員】**

サブタイトルを入れる事に全然問題はないという事かと思えます。漁港とか道路とか橋梁とか含めたサブタイトルを入れてあげれば、最初の案を出していただいたように公共施設ということでよいと思えます。多分、城ヶ島大橋あたりはダブって出てくると思いますが、なかなか前のと、同じのは少ないのではないかなと思えます。

**【中津委員】**

テーマも人、まち、自然をローテーションさせていますが、このことについて参加者にしっかりと伝わっているかとのことですが、確認できていますか。参加する人も今年は「人・まち・自然」の「人なんだ」、や「まちなんだ」と理解した上で作品にチャレンジしていただいているのかどうかというのが結構重要かなと思っています。サブタイトルがどうかということではなく、このような背景は伝わっていますか。

**【事務局】**

確認はできていないです。

**【中津委員】**

例えば「人」の年に、歴史の事が入って来ることがあると思います。「まち」のときにも歴史の事が入って来るとかあると思います。そういう所の解釈を明確に説明できるような公開資料があればもう少し話がわかりやすいのではないかと思います。

**【吉井委員】**

私2期目でやらさせていただいております。令和元年の「まちとくらし」というタイトルを設定した時に応募の写真をを見せていただいたとき、あまり「まちとくらし」に関係していない写真が出ていたような印象をうけました。一つには写真展の告知をもっと早い時期からきちっと告知をしておくということが必要かなと思います。毎年1月頃のギリギリにテーマを出して、締め切りまでがあまり時間がなかったと思います。テーマを早く告知するということもテーマの理解や誘導に繋がるのかなという気がします。

**【鈴木会長】**

締め切りは、今年はいつ頃なのでしょう。

**【事務局】**

例年通りですと、11月末頃までにテーマを決めて、写真コンクールの締切は1月末頃で選考に入ります。動きとしては例年と同じだと思います。そうすると今おっしゃられたとおり公表から締め切りまでの期間が短いと思います。

**【鈴木会長】**

変わったテーマをだしても、撮影できる期間がそんなにない。撮りためていたものが出される感じかと思っています。

**【吉井委員】**

そうですね。撮りためていたものから選んでいるって感じで、テーマがあってテーマの通り撮っていったら、という流れではないという気がします。段取りなど大変とは思いますが。

**【佐久間委員】**

ずいぶん昔のが、あがってくるのであれば、例えば令和3年の今年が分かるようにするという方法もあるかと思えます。今年の写真という事が分からないようであれば選外にするというのも一つの方法かと思えます。

**【伊藤委員】**

参考程度の一つ聞いていただければと思うんですが、三浦青年会議所が同時期に写真コンクールを予定しているようです。多分同じような時期だと思います。

**【鈴木会長】**

今までのご意見をまとめるとサブテーマと解説をつける。公共施設という言葉自体少し分かりにくいのではないかなと思います。公共施設を公共空間と言い換えて「建物だけじゃないよ」というのはいかがでしょうか。いずれにしても説明は必要な気がします。サブサブテーマですという感じです。

時期的に今回でテーマを決めないといけない訳です。補足説明については事務局にらせていただいて、このメインのタイトルは決着させたいと思うのですが、いかがでしょう。

「あなたにとって公共施設の美しさを感じる景観」というテーマ案についていかがでしょうか。

**【田村委員】**

議論がある程度進んだ中での場違いな発言になってしまうかもしれませんが、当初のテーマを見ると、景観眺望点探し、風景と景観ってあまり分かれてないような気がします。今年のテーマについては、公共施設の景観を審議していたので公共施設に限られていましたよね。景観を写真にしたい範囲がどこまでなのか、まずはっきりさせていただけると意見が言いやすいのかなと思います。公共施設だけだったら、ここに提案されたように道路や漁港なども含めて公共施設を全面に出した写真コンクールになると思います。平成28年度のように眺望点、景色がよさそうな所を探したのは、その景観がどうなのかというよりも、その景色として姿形が表される風景写真の話であって景観と言っていいのか、少し今疑問に思っています。

**【鈴木会長】**

後世に残したい三浦らしい景観というのは三浦市景観条例の中の景観資産という制度で、選定することができます。それは観光的な側面であるとか、市の広報的な側面でも使っているように景観資産というのも写真コンクールの中で候補を選んでいただき、その中から集まってきたものの中から景観資産を選ぶことを行ってきました。この景観条例と直結していたところでは、眺望点探しとはその中で三浦は眺めがいいところが多いだろうと、言うようなところからどこにいい眺望があるかを、探るような意味合いがあったというところでは、自然の物が多くあるとか、街並みなど、街の景観についてはどうなのだろうか、その都度その都度、景観行政の中の課題やコンクールの結果を受けてテーマを考えるべきではないのかという事を議論しながらテーマが変わってきています。景観条例をどう運用するかということだけで決めているわけではないですけど、このようなことから、前年度のその当時の課題に沿って景観のテーマ設定がされているという状況です。

**【田村委員】**

わかりました。ありがとうございました。

**【佐久間委員】**

余計硬くなるかもしれませんが、これまでの写真を見ているとソフトが多いですよ。公共施設とはハードだと思います。道路もハードです。「ハード」という言葉を入れるなり、公共施設ってというのは全部そういうものですし、「ハード」というイメージを感じるんです。ただそれって言葉として良いか分かりません。

**【鈴木会長】**

募集用紙にサブタイトルではないのですが、具体的に三浦ではさまざまな公共施設があります。道であるとか、漁港であるとか、「色々な空間があります」的な説明文を付け、文章として分かりやすく、三浦市では景観計画においての景観重要公共施設の指定に取り組んでいますなどを追記していけばいいと思います。

**【事務局】**

今回写真コンクール自体が観光協会さんに行っている写真コンクールです。応募されたコンクールの写真の中から三浦市景観審議会の景観賞として表彰するためのテーマをサブテーマとしておりますので、その説明を観光協会さんのチラシの中に入れてさせていただくような調整をさせていただきたいと思います。

**【鈴木会長】**

あまり文字数が多くなりますとチラシなので。ホームページなどで説明をしっかりとしていく必要があると思います。

**【伊藤委員】**

ホームページについては、問題ないと思います。

**【鈴木会長】**

意図が伝わるように説明文をつけていく必要があるかと思います。公共施設という言葉であると施設に限定されるので公共施設というより公共空間という方がいいと思います。例えば楽しく公共施設である公園の空間を使っている市民の活動の写真が出てくるのかなと思います。

**【吉井委員】**

施設より空間の方が幅も広がるような気もしますし、やわらかな感じもするかと思います。もっと崩すとしたら、「公共」じゃなくて「パブリックな空間」という表現も案としてあります。あえて公共施設とするのであればカッコ書きにしてテーマの基準を指定しているのだなど分からせるような表現の仕方で誘導してもいいかと思います。

サブタイトル、補足説明については、ネットを見たら羽村市のホームページが載っていたのですが、例えば区画整理法だと河川や緑地なども公共施設に入っているというような紹介があります。そういうのもありますので、補足をホームページの方に書いておくという手はあると思います。

**【榊原委員】**

三浦市にとって失礼な言い方になってしまうのですが、海外にはパリやウィーンなど魅力的な建物が沢山あるんですね。三浦市にとって公共施設で観光を絡めて考えていくと美しいといえる建物や評価できるものがないと思います。そうすると写真を撮る方もその美しいっていう建物の形容詞がついていると撮りにくいと思います。公共施設だけだったら、公園とか港とかそういうようなものになってしまうのかなと思います。そのため先程の意見のとおり説明を加えて具体的に例えば「こういう物ですよ」などを説明してあげないと提出しにくいと私は感じました。

**【中津委員】**

資料1 とかに、重要公共施設の説明が載っていますが、景観重要公共施設をもう少し理解してもらうため、あえて公共施設という言葉タイトルに入れてもらって、「あなたにとって」ではなくて例えば「みんなの公共施設」や「美しいみんなの公共施設」というような公共施設と言う単語は使うようにしておいて、公共施設とは資料1の1ページにあります通り、「漁港、道路、橋梁、都市公園などを示し、地域を確認するものであって、三浦市の景観資源を生かす施設です」というように、2行ぐらいの説明文として書いてしまう。このことに

市民の人達に踏み込んでもらう。「三浦市は公共施設の事をこうやって考えているんだ」と。タイトルが「みんなの公共施設」として少しやわらかくしながらも、公共施設という単語について市民の方々に学んでいただくことが重要かと思います。上から目線かもしれませんが、あえて優しいフレーズにしながらも公共施設という単語について、小学生にも公共施設とはこういうことなんだと、わかるようにテーマに付随した説明をつけてたらいいかなどと思います。

**【鈴木会長】**

フレーズで言うと「みんなの公共施設」カギカッコ付きで。「公共施設」

**【中津委員】**

要するに、みんなが美しいと感じる必要はないと思います。みんなの公共施設というフレーズをうまく使えばいいかなと。

**【吉井委員】**

そうですね。みんなのカッコ「公共施設」で※印で公共施設とはで、説明していくことがいいと思います。

**【中津委員】**

三浦市における公共施設で、こういうふうには三浦市は取り組んでいますよ、ということをテーマとして表現できればいいと思います。小中学校生でもわかるくらいの説明をつけて。

**【吉井委員】**

いいかもしれないですね。私は中津先生の意見に賛成です。

**【中津委員】**

それより気になるのが、青年会議所の方が同じ時期にやっている事は知っているんですか？

**【伊藤委員】**

知っています。

**【中津委員】**

このイベントは市民の方にどのくらい知られているのですかね。これだけのためにアンケートするのは金銭上ありえないですけど、市民にアンケートを行うような事が市役所であ

ればこの写真コンクールについてどのように理解されているのか、調べてみてもよいかと思  
います。

**【鈴木会長】**

アンケートはむずかしいですね。観光協会で実施されている事に対して市の景観事業がお  
邪魔しているという形なので、市が実施主体となるのはおかしな話だと思います。

**【鈴木会長】**

いかがですか。タイトルですけれども、みんなのカッコつき「公共施設」など出ていますけ  
れども。何々の景観、何々の風景とは付けないってことです。

では「みんなの公共施設」という言葉をあえて使って、公共施設とはなんぞや。というこ  
とで公共施設の説明を加えます。このような流れでよろしいでしょうか。おそらく細かい文言  
については観光協会さんのご意向もあると思いますので、そこについては、事務局と観光協  
会さんで話していただいて、方向性としては美しいという言葉は使わずに、みんなの公共施  
設と言うのを基本とするということよろしいでしょうか。細かな事は事務局で処理して  
もらい、「みんなの公共施設」というフレーズに沿って、会長にご一任いただくという事で  
進めるということにします。当然の事ながら、こういうテーマに決まったって言う事はメー  
ルで確認していただくということで、よろしいでしょうか。

**【佐久間委員】**

せっかくコンクールで写真を選んだのであればみんなに見せるのに、三浦海岸駅のような  
場所で展示するというのはいかがだと思います。三浦海岸駅は観光協会も近いですけど今、駅  
の中にはできないだろうけど駅の外で展示するみたいなパネルです。壁面を利用して観光  
客に、こうゆう景色があるとか分かってもらうためにアピールできる、展示できればいいの  
ではないでしょうか。

**【伊藤委員】**

今、三浦海岸駅の敷地内に三浦半島の地図や、三浦市の地図があつてメモや写真が貼って  
いるところがありますが、これは一時的なものであつて京急電鉄と日立製作所がパネルを付  
けました。日立製作所さんがお金を出してパネルをつけてもらっています。使えれば一番い  
いとは思いますが、ただ生写真になりますので風雨にさらされると写真の  
劣化が出てくると思います。例年ですと観光協会の事務所入り口を入ったところに何年度  
の写真コンクールで何とか賞、何とか賞というような形で1年間展示させていただいてる  
状況です。

外でその都度設置と片付けとなると、なかなか手間になります。

【鈴木会長】

それでは議題の3については観光協会さんと調整の上、テーマを固めてください。よろしく  
お願いいたします。

それでは以上をもちまして、議題は終了いたしました。ひきつづき報告事項になります。そ  
れでは報告事項1「令和2年度中の三浦市景観条例・景観法に基づく届出等の状況について」  
を事務局より説明をお願いします。

## 【事務局】

続いて、報告事項になります。

1つ目は、令和2年度中の三浦市景観条例・景観法に基づく届出等の状況になります。

詳細については、資料2-1のとおりとなります。各状況件数を報告します。

手続き別行為件数は「届出対象行為」は10件で、そのうち通知行為は1件、届出行為は8件、無届行為は1件となっています。

景観ゾーニング別には、住宅地景観エリアは7件、工業地景観エリアは2件、農の景観ゾーンは1件

行為別の行為の件数についてです。手続き別から重複がありますが、建築物の建築等は2件、工作物の建設等は4件、開発行為は1件、木竹の伐採は4件、その他として盛土は1件となります。

昨年度の届出行為のうち、景観上、特徴的であった1事業を抽出し、報告させていただきます。スクリーン上の「具体例」で表示している、初声町入江地区に今年5月に開店した、スーパーマーケットヤオコー三浦初声店をご紹介します。

具体的には、整備にあたっての協議において、敷地外周に設置したフェンスについては、周辺環境に配慮したダークブラウンの色彩としました。また、敷地と接する国道134号の歩道がインターロッキングであり、電柱の色彩が茶色系であったため、同様な整備とすることを協議し、景観の連続性を確保しました。

以上が報告事項1となります。

**【鈴木会長】**

ありがとうございます。ただいまの説明に関しまして、何かご意見・ご質問等がございましたら、お願いいたします。

**【中津委員】**

あまりテーマと関係しないかもしれないですけど、この盛土の所が気になって見ていたんですけども、この資料2-1を見ると木竹の伐採、その他行為になっていたのですが、伐採面積5万3千㎡って相当大きな宅地開発ですよ。6番になります。これって住宅地の土地区画整理事業とかそういうのですか。

**【事務局】**

市街化区域の第一種低層住居専用地域で京浜急行電鉄が所有している土地です。現状としては発生土処分場として谷戸地形をいったん土砂で埋めた後、将来的に土地利用を図っていく予定です。いまのところは具体的な計画は示されてない状況になっています。

**【中津委員】**

どういう基準でこれが出されたのかなど。景観法という事で気になったのでありがとうございます。

**【鈴木会長】**

今協議中の案件はありますか。

**【事務局】**

これと類似した、似たような谷戸地形の埋立て事業について、現在、事前相談などが行われているところです。

**【鈴木会長】**

よろしいでしょうか。それでは引き続き、報告事項2「委員の任期中の取組について」事務局より説明をお願いします。

## 【事務局】

報告事項の2として、「委員の任期中の取組について」となります。

今年6月30日をもって、委員の任期満了に伴い、本日の審議会から新しい委員の皆様にご参加いただいています。

令和5年6月30日までの2ヵ年の委員の皆様の任期中の主な取組みについてご説明させていただきます。

今回の任期中では、スクリーンの上から1段目、2段目になりますが、景観重要公共施設の指定及びそれに伴う景観計画の変更に重点を置いて取り組んでまいります。

本日の議題2の景観重要公共施設の今後の予定にて、ご説明させていただきましたので詳細は割愛いたしますが、景観重要公共施設の指定及び景観計画の変更については、ご覧いただいているスケジュールのとおり、さまざまな協議、調整等の手続きを行いまして任期中の令和4年12月ごろを目標として手続きを完了させていきたいと考えています。

上から3段目は、議題3の令和3年度みうら観光写真コンクールの共同開催にて、ご説明させていただきましたが、平成27年度からみうら観光写真コンクールについて、三浦市観光協会と共同開催させていただいており、引き続き、良好な景観の啓発や発見とともに共同開催に取り組んでまいりたいと考えています。

以上、報告事項2の「委員の任期中の取組について」となります。

**【鈴木会長】**

ただいまの説明に関しまして、何かご意見・ご質問等がございましたらお願いいたします。この内容は今までの周知の事項と思います。年に2回の審議会の制限はあるかとは思いますが、もう少しこういった事を検討したいと意見があればご提案ください。

**【佐久間委員】**

取組とは全然関係ないんですけども、県の方で油壺の西側の方の道路を造っていくと情報を聞きましたけど、それについて都市計画課はどのようにかかわっていくんですか。まだ全然先の話ですが。

**【事務局】**

西海岸線の都市計画道路として整備予定ですけれども、道路の建設の事業主体が神奈川県で、神奈川県に対する事業として市は協力していく形になりますので引き続き、協力していきたいと思っています。

**【佐久間委員】**

まだ具体的に都市計画課としてどう関わっていくかとかは言ってないのですか。いつ始まってどうこうとか。

**【事務局】**

都市計画道路の西海岸線については、三浦市と地元経済団体とともに幹線道路整備促進協議会を作っていて兼ねてより西海岸線を造っていただくような形で要望をしています。今年度は路線測量、鷺野油壺交差点から、三崎口付近までの路線測量を行うことはうかがっています。先程も中津委員からも盛土の件が出たんですけども、その開発を含む、農地造成、小網代の森の保全、鉄道の延伸、宅地開発、西海岸線整備と5点セットで計画されているという経過がございまして、小網代の森を保全する為には農地造成をすることが必要ですし、住宅開発を行う必要もある。農地造成を行い逆線引きして地元の農家の方が、欲しい面積を割り振れる様にしています。その農地造成と市街化区域の開発の境が西海岸線となります。今回の宅地開発を行う部分で発生土処分場建設が行われております。農地造成の南端に、ビオトープを作ったりですとか、一部の貴重な植物を移植したりですとか、いろいろと行っています。西海岸線に関しては路線測量や環境調査とか神奈川県横須賀土木事務所で行っていただいている、早ければ令和5年ぐらいに用地測量を進めていく感じです。

**【鈴木会長】**

前から一つ気になっていたんですけど、橋で小網代湾を渡りますよね。それは小網代の森をはずしているんですか。

**【事務局】**

小網代の森の隣接に藤ヶ崎という半島がでているんですけども、この半島を通して、それが鷺野というシーボニアの上の十字路に整備済みの所があるんですけどそこまで整備していく予定です。まだ橋梁形式は決まってないです。

**【鈴木会長】**

大規模な公共事業であると景観の協議があると思います。ぜひ景観について方針を出せるようにしていただけるといいかと思います。他いかがでしょうか。

**【鈴木会長】**

景観条例ができたときに想定している事項があります。まだ着手できていない案件でもあります。例えば三崎の下町であるとか、個別エリアの計画で個別の重点区域を設け、検討できるように景観計画の制度ができています。これはまだ着手できておらず、将来的には屋外広告物の件も三浦市で受けることにつなげることができるかを考えています。今は基本的には県の条例を使っているわけですね。

自治体によっては景観も屋外広告物の事務をもらっている自治体もあります。ただこれは人とお金がいる事なんでそう簡単にはいかないんですけども。まずは景観重要公共施設を早く仕上げていただければと思います。また、写真コンクールの選考に当たってご意見いただくというのは必要なのかなと思います。今回のスケジュールですけどその中でさらにもう少しご検討いただきたいと思います。

それでは委員の任期中の取組については終わりにして、引き続き、報告事項3「景観さんぽの実施状況について」事務局より説明をお願いします。

## 【事務局】

最後に報告事項3として、「第3回関東甲信 景観さんぽの実施状況について」報告します。

これは、国土交通省関東地方整備局建政部が、各地域が誇る景観について、より多くの方に認識してもらうとともに、関東甲信地域における景観まちづくりの充実を図ることを目的とし、令和元年度から、関東甲信1都8県内の自治体が主催するフォトコンテストの入賞作品等を一堂に集めた景観写真展を開催しているものです。

令和3年度の景観さんぽは、54の自治体から思わず行ってみたくなる景色や、身近なまちの再発見に繋がる美しい景観が集まったようで、三浦市からは、観光協会さんが行っているみうら観光写真コンクールの最優秀作品である城ヶ島公園に建て替えられた安房埼（あわさき）灯台の作品を提出しています。

この作品を含めた各作品は、関東地方整備局管内のうち5か所の会場で時期を区切って開催されており、10月4日からは埼玉県庁で展示されているところです。

なお、三浦市は、令和元年度の第1回から参加しており、第1回、第2回ともにみうら景観賞の作品を中心に作品を提出しており、関東甲信越の国営公園などに展示され、三浦市の良好な景観をご覧いただきました。

以上で報告をおわります。

**【鈴木会長】**

ありがとうございます。ただいまの説明に関しまして、何かご意見・ご質問等がございましたら、お願いいたします。

特に無いようでございますので以上をもちまして、本日の報告事項は終了しました。

それでは事務局にお返しします。

**【石井部長】**

鈴木会長、どうもありがとうございました。また、各委員の皆様方におかれましては、長時間にわたり、活発なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

いただいた意見、特に写真コンクールに関しましてはこれから事務局で整理協議をしたいと思えます。それ以外のいただいた意見に関しまして景観行政に役立てていきたいと思えますので今後ともよろしくおねがいたします。

次回、令和3年度第2回審議会の日程につきましては、来年2月から3月頃の開催を予定しております。詳しい日程は改めてお伝えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、これもちまして、令和3年度第1回三浦市景観審議会を閉会とさせていただきます。本日は、どうもありがとうございました。